

京都市都市計画局
〔担当：まち再生・創造推進室〕
TEL：075-222-3503

地震や火災から
いのちを守る

「密集市街地のこみち改善事業」スタート ～密集市街地を、より安全に！～

古くからのまちなみが残る本市では、多くの密集市街地や細街路^{※1}が残っています。
特に細街路については、災害時の避難、救助、消火活動、緊急車両等の通行などに支障をきたす可能性があります。

その安全性を高めるため、特に防災上課題のあるエリアにおいて、細街路の道路拡幅を重点支援する「密集市街地のこみち改善事業」を開始します。

※1 本件では、建築基準法（昭和25年制定）の制定以前から立ち並びのある幅員4m未満の道で京都市が法第42条第2項に基づき指定したものを指します。

細街路に接する敷地は、建替えの際には道路の中心から2m後退しなければならず、後退部分については建築物等の建築が制限されています。

1 事業概要

- 所有者等において、住宅等の建替等に伴い細街路を拡幅整備される場合に、工事費（撤去工事、整備工事等）及び手続費用（分筆測量等）等について、補助金・協力金を交付します。
- 整備後の道路については、土地を寄付していただくことで、将来にわたり京都市で維持管理を行います。
- 令和6年度は出水学区を対象に実施します。

《整備イメージ》 細街路拡幅の事例（平成28年度 京都市北区）



整備前



整備後

2 補助内容及び補助額

区分		補助金の額
撤去工事（公共物移設等に伴う撤去を除く）		工事費用（上限２５万円）
新設工事		工事費用（上限４５万円）
公共物移設等	集水桝の移設（撤去含む）	工事費用（上限３０万円）
	給排水工事（撤去含む）	工事費用（上限２５万円）
	ガス管工事（撤去含む）	工事費用（上限２５万円）

区分	補助金の額
分筆測量	上限２０万円
分筆登記	上限８０万円

3 事業協力金

算定式
$\text{協力金の額} = 45,000 \text{ (円)} \times \text{寄付面積 (m}^2\text{)}$ (ただし、申請１件につき８万円を限度とする)

4 実施時期

令和６年６月７日受付開始

5 申請先

都市計画局 まち再生・創造推進室

(密集市街地・細街路対策担当 電話０７５－２２２－３５０３)

6 手続きの流れ

別添リーフレットを参照

7 防災上重要な道路について

防災上重要な道路については、本市が事業主体となり、別途、路線単位で拡幅整備を実施します。